

羽柴氏下賜と豊臣姓下賜

村 川 浩 平

はじめに

豊臣政権の羽柴氏下賜・豊臣姓下賜⁽¹⁾についての専論はない。例えば、二木氏は政治的な面に触れつつ、儀礼の視点から概略のみを述べられ、織田政権と豊臣政権・徳川政権との断絶を指摘されているが、全体像および政治史との関連はあきらかではない。

また、近年、下村效氏の豊臣姓に関する叙位任官の視点からの研究により、新たな事例が提示されているが、不十分である。このほか、藤木久志・池享氏の言及がある。が、いずれも、部分的指摘にとどまっている。⁽²⁾

本稿では、近世日本特有の羽柴氏（苗字）・豊臣姓（本姓）の下賜（授与）の契機・実態とともに、その被下賜者の全体像を示す。

そして、その数の増減などが政治史の動き全体とどのように関係するのかをみようとすることは、ものである。

（一）下賜時期の推定方法

姓氏の下賜は、口宣案により与えられる官位・官職と違い、それが下賜（授与）された年月日を特定するのは非常に困難で

ある。そこで以下の方法が考えられる。

(甲) 姓氏の下賜の文書が存在するときは、その年月日により下賜された年月日を特定する。

(乙) 姓氏の下賜の事実関係を記した文書・日記などが存在するときは、その史料で下賜されたとされる年月日によりその年月日を特定する。

(丙) 口宣案・古文書・日記類を調べ、その姓氏が初見される時をもって、その下賜時期の目安とする。この場合、初見される時は、実際に下賜された時より後の可能性がある。なお、姓氏を併用している場合があるので、以前から名乗っていた姓氏がみられる下限を調べるのは有効ではない。⁽³⁾

① 口宣案…残されている口宣案の抄録（「柳原家記録」・案文（「久我家文書」）・写（「萩藩閥閥録」『大日本古文書』など）。

② 古文書・日記類

なおその姓氏の初見が他の史料と比べて極端に遅いときはつぎの（丁）の方法による。

(丁) 系譜類等を調べ、その姓氏が下賜されたという年月日の記事をもって、下賜年月日とする。

③ 系譜類…各家譜や『新訂寛政重修諸家譜』など、比較的信憑性の高いとされるものを中心に調べる（『新訂寛政重修諸家譜』は月日など記事の細部には誤りがある）。その上で古文書・日記類で確認・訂正する。

なお、比較的信憑性の低いと判断される系譜類、あるいは後代の編纂物などにしかみられない、全体的に信憑性の低いと判断される事例（藤原惺窩「惺窩文集」第二巻所収の「豊臣朝臣（山口）正弘」など）を除いた。

また、本稿では、「子飼い衆」「傍輩衆・御存知衆」⁽⁴⁾などと呼ばれる者を、それぞれ「直臣」「織田旧臣」として分類する。人物の分類などについては、高柳光寿・松平年一『戦国人名辞典（増訂版）』（吉川弘文館、一九七三年）、阿部猛・西村圭子編『戦国人名事典』（新人物往来社、一九八七年）などを参考にした。

本稿の表・グラフの作成は、以上の方法による。以下、表・グラフによるときは、本文では単に「表」「グラフ」と記す。

(一) 一族への羽柴氏下賜・豊臣姓下賜

羽柴氏を一族に下賜する旨の文書は、全く残されていない。⁽⁵⁾ 豊臣姓下賜・松平氏下賜も同様である。一族間では、文書授与(下賜手続)省略の風潮が強かったのではないか。

慶長九年(一六〇四)に徳川氏を称することを許された松平(羽柴、結城)秀康、元禄九年(一六九六)に松平氏を称するのを許された会津の保科正容の例をみると、下賜する権限(許認可権)を、一族といえども、それぞれ羽柴(豊臣)秀吉や徳川將軍家が握っていたのであろう。島津氏・鍋島氏の事例をみれば分かる様に、江戸時代は、基本的には、当主が変わるたびに、將軍に挨拶し、松平氏を下賜(認可)⁽⁶⁾されたのである。これは家長の権力編成の重要問題だが、検討は別稿に譲る。

第一章 羽柴氏下賜

第一節 具体的手続・被下賜側の認識と使用実態

羽柴氏下賜に関する、詳しい史料は少ないが、以下、表の欠を補いつつ、具体的手続・被下賜側の認識・使用実態に迫りたい。

① 天正十六年(一五八八)、大友吉統(外様)の事例。同年二月、大友吉統は上洛し、聚楽第行幸の直前に羽柴氏と豊臣姓を下賜されている。その時の様子が『大友家文書録』天正十六年四月十四日条に出ているのでここに掲げる(前後略)⁽⁷⁾。

十四日、○行幸于秀吉聚楽第、義統馬上

著倭衣(俗言一日晴装束)供奉之、到聚

楽、賜天酌及御衣、先是、得秀吉氏姓、

號羽柴、称豊臣

これによると、聚楽第行幸の一日目（四月十四日）に、まず秀吉から羽柴氏と豊臣姓を下賜された後、天皇に謁見し、天皇から盃と衣を下賜されている。なお、二日目（四月十五日）に、豊臣秀俊（のちの小早川秀秋）に対し「豊後侍従豊臣義統」と自署し起請文を出している（三月七日に「源義統」の名で侍従に叙任され、四月末には「吉」の字を下賜され吉統と改名している）。

② 慶長二年（一五九七）、福島正則（直臣）の事例。福島正則の羽柴氏初見は慶長三年（一五九八）三月六日徳川家康書状である。⁽⁸⁾

福島正則は、文禄四年（一五九五）、豊臣秀次自害後、その旧領尾張を与えられ、清須城主となり、朝鮮出兵から帰国後、その賞賜だろうか、一五九七年（慶長二）七月二十六日侍従に任じられているので、福島正則が実際に羽柴氏を下賜されたのは、恐らくその頃であろう。七月二十六日付島津義弘宛福島正則書状には、豊臣秀吉が、帰国した福島正則を歓待した様子が書かれている。⁽⁹⁾

他の羽柴氏使用の事例として、古田織部が伊達政宗に「羽越州様」の宛名書で私事について謝意を表した書状がある。羽柴氏は私的な場合にも使われていた。⁽¹⁰⁾

また、毛利輝元は、羽柴氏を下賜されて以降、関ヶ原の合戦に至るまで、苗字を使用する際に、羽柴氏を多く使用している。⁽¹¹⁾

第二節 政治史との関連

羽柴氏下賜は、各々臣従後で、政治的支配原理であることが改めて確認される。

また、羽柴氏下賜は家単位か、個人単位かという問題があるが、決定的な史料は見当らない。⁽¹²⁾ ただ、豊臣姓下賜の場合（後述）からみると、個人単位と考えられる。以下、羽柴氏下賜を個人単位と考えて論じる。

さて、本能寺の変で織田信長が倒れた後、主な織田旧臣の多くは、最終的に秀吉に臣従するが、羽柴氏下賜が信長死後、織

田旧臣掌握を契機としていることは一目瞭然である。結果的に、豊臣姓下賜と比べ、羽柴氏下賜は織田旧臣の割合が高い（表・グラフ）。

つぎに、時間を追って、羽柴氏下賜について考察したい（以下、表。なお、下賜時期を示したデータは、史料における初見時期と実際の下賜時期の二種類があるので、記述が繁雑になるが、以下、史料における初見時期のデータのみ、人名のあとに（初見）と記す。また、史料における初見時期のデータは吟味したものではあるが、その性質上、実際の下賜時期は、初見時期を若干遡る場合があることが、当然想定される。従って年ごとに各段階に区分したが、境界の年が若干前後する可能性がある。以上の点、および、紙数の制約上から、以下、いちいち断らないが、多少、おおまかな記述となる。豊臣姓下賜についても同様である）。

なお、秀頼期の羽柴氏下賜はほとんどみられないと思われる。

第1段階、天正十年（一五八二）～十六年頃

表とグラフより、羽柴氏を下賜された最も早い例は、岡田正人氏の推測⁽¹³⁾の通り、一族以外では、堀秀政であろう（初見事例）と確認される。これは賤ヶ岳の合戦以前のことであり、秀吉の中央政権確立以前のことなので注目される。その意図・動機は、織田信長が本能寺で倒れたあと、その後継者として、織田旧臣を早く族制的紐帯で縛りつけるためであろう。

それ以降、織田旧臣を中心に羽柴氏下賜が増えていく。特に、関白就任の天正十三年（一五八五）に急増⁽¹⁴⁾、天正十五年（一五八七）～十六年にピークに達する。ここまですべてを第1段階とする。

天正十五年（一五八七）における、織田旧臣への羽柴氏下賜の初見が、よくみると、九州出兵以前（同年初頭）であり、実際の下賜時期がそれを多少さかのぼることを考慮すれば、第1段階の織田旧臣への羽柴氏下賜の終期は、天正十四年（一五八六）～十五年とみてよい⁽¹⁵⁾。このことから、織田旧臣を中心とする第1段階の羽柴氏下賜は、天正十四年（一五八六）の年末に徳川家康が上洛・臣従するまで、織田旧臣掌握のためであろう。

一方、外様大名の上洛・臣従に対し、天正十六年（一五八八）以降、羽柴氏が下賜されていく。その最も早い例は同年六月の上杉景勝で、以下、七月の毛利輝元・小早川隆景・吉川広家・島津義弘・龍造寺政家・大友義統・立花宗茂・小早川秀包である。上杉景勝以外の天正十六年（一五八八）の羽柴氏被下賜者は、九州出兵（島津氏討伐・肥後一揆制圧）に何らかの形で参加した者である。したがって九州平定の行賞の意も含まれていよう。

第2段階、天正十七年（一五八九）頃～文禄四年（一五九五）頃

羽柴氏下賜は、天正十七年（一五八九）以降、外様を中心に羽柴氏が下賜され、関東・東北制圧後の天正十九年（一五九二）～天正二十年に小さなピークに達し、それ以降は文禄三年（一五九四）まで減少するのでここまでを第2段階とする。

なお第2段階の後半の天正十九年（一五九二）～文禄四年（一五九五）は、秀次政権期にあたる。

第2段階の羽柴氏被下賜者は、一族は木下勝俊、織田旧臣は森忠政・堀親良・織田秀信・細川忠隆、外様は長宗我部元親・島津義久・伊達政宗・宗義智・最上義光・里見義康・徳川家康（以上、初見）・佐竹義宣である。これは、一族・織田旧臣「二世」・四国外様・九州外様に対する羽柴氏下賜の続きと、小田原出陣を画期とした関東・東北の外様大名の臣従に対する羽柴氏下賜の開始である。勿論、朝鮮出兵（以下、渡海しない場合も含む）への配慮もあろう。

第3段階、文禄四年（一五九五）頃～慶長四年（一五九九）頃

文禄四年（一五九五）以降の羽柴氏下賜は、(1)文禄四年（一五九五）に、一族・織田旧臣・外様「二世」の羽柴氏下賜が集中している点、(2)慶長三年（一五九八）前後以降に、直臣の羽柴氏下賜が集中している点の2点が特徴である。これを第3段階とする。

第3段階の羽柴氏被下賜者は、一族は小早川秀秋、織田旧臣は織田信高・織田秀雄・蒲生秀行・京極高次・京極高知・堀秀治・前田利政、外様は徳川秀忠・毛利秀元・龍造寺高房・島津家久である（すべて初見）。

これも、朝鮮出兵参加に対する行賞の意もあるが、秀次自害後、一族・織田旧臣・毛利氏・徳川氏などの次世代に目を向け

たことの表れであろう。

第3段階の直臣の羽柴氏被下賜者は、福島正則・青木一矩・戸田勝成である。これは、直臣への羽柴氏下賜に慎重だった秀吉が、死の直前になり、直臣を族制的紐帯で縛り、主従関係強化を図ったことの表れといえよう。

第三節 被下賜者の範囲

羽柴氏下賜は、一字書出と異なり、①地域・②時期・③領主的規模、の点から非常に広範囲に行われている(表・グラフ)。

①地 域…南の島津氏から北の伊達氏まではほぼ全国にわたって、豊臣政権の場合、大名を中心に、数多く行われている。

②時 期…賤ヶ岳の戦い直前から行われ、その後、豊臣姓の下賜が行われた。

③領主的規模…石高約二千石の織田信高が羽柴氏を名乗っている(『毛利家文書』一一三七号に「羽柴左衛門佐」とある)。

この「羽柴左衛門佐」の所領と、「記録御用所本古文書」による織田信高の所領とが一致する)。羽柴氏下賜は、徳川家康のような二百万石以上の大名から、その〇・一%以下の、織田信高のようなわずか二千石の領主にまで及んだと指摘できる。

第二章 豊臣姓下賜

第一節 具体的手続・被下賜側の認識と使用実態

①天正十六年(一五八八)、波多親(外様)の事例。豊臣秀吉などからの、豊臣姓を下賜する趣旨の文書は、残されていない。しかし、朝鮮出兵の拠点となった肥前名護屋をその所領とする肥前貴志岳城八万石⁽¹⁶⁾の領主、波多親の同年三月三十日付書状に

(前略) 同今日晦日令参内、於禁中、三川守ニ被召成候、氏をも 殿下様之をと被仰下、豊臣氏ニ被相定候、

家之面目、一代名譽、後代之連続、大慶無極候、早々為注進、羈上小者差下候、(後略) (有浦家文書)⁽¹⁷⁾

とある(傍線・傍点線筆者)。この場合、豊臣秀吉が、豊臣姓による三河守任官の口宣案を用意し、豊臣姓下賜を口頭で伝え、その口宣案を与えることにより、豊臣姓下賜が確定したことがわかる(傍線部)。つまり豊臣姓下賜そのものは個人単位である。

また、波多親(被下賜者側)は、豊臣姓下賜に非常に感激している様子がうかがえる。ここで、波多親(被下賜者側)は、家と個人の両方の名譽として、豊臣姓下賜を認識している。また「後代之連続」としている点から世襲的性格の認識もあったものと思われる(点線部)。

②天正十六年(一五八八)、毛利輝元(外様)の事例。また、天正十六年(一五八八)七月、毛利輝元・小早川隆景・吉川広家が上洛し、羽柴氏・豊臣姓を下賜されたが、その時の様子が平佐就言「天正記」同年七月二十五日条に詳しいのでここに掲げる(前略)⁽¹⁸⁾。

紫宸殿に御着座有之

殿様御位四位侍従ニ御上進ニて豊臣性^(姓)ヲ御給り候也

忝モ天子御対面ニて天盃御頂戴候

隆景様○御冠^(広家様)ニ赤装束ニて五位ノ侍従ニ 御上進アツテ豊臣ノ性^(姓)ヲ御給り也、此時御供之衆烏帽子直垂ニテ

御白洲迄被召連候

これを見ると、豊臣姓下賜は、口宣案によって、叙任任官と同時に確定したと思われるが、それ以上のことは定かではない。豊臣姓下賜が天皇權威・国制と密着していることがその手続の面からもわかる。

数少ない豊臣姓使用例として、よく知られている天正十六年（一五八八）の後陽成天皇の聚楽第行幸の事例⁽¹⁹⁾他に、宇喜多秀家が自ら公認した自領内の七十五の寺社に「豊臣秀家」の名で、黒印ではあるが寺領安堵状を交付している事例⁽²⁰⁾が挙げられる。

第二節 政治史との関連

豊臣姓下賜は、各々臣従後で、政治的支配原理であることが改めて確認される。

さて、小牧・長久手の戦いから徳川家康臣従の間、天正十三年（一五八五）九月に、朝鮮出兵計画公表と羽柴秀長大和転封（一族による近畿掌握Ⅱ内政強行策）が行われ、藤木久志氏は、この両者を秀吉の政権構想として分かちがたいものとして結び付けておられるが、豊臣姓の創出も天正十三年（一五八五）九月である⁽²¹⁾。すなわち、天正十三年（一五八五）九月に秀吉の政権構想の骨格が固まったといえよう。そして、この事実からも豊臣姓創出の重要性が指摘できる⁽²²⁾。

そして、豊臣姓下賜は、羽柴氏下賜に比べて、外様の割合が高い（グラフ）。羽柴氏下賜が信長亡き後の織田旧臣掌握をその契機とし、豊臣姓下賜に比べ織田旧臣の割合が高い（グラフ）のに対し、豊臣姓下賜は、外様を族制的紐帯で縛りつける役割を果たしたと思われる。特に、天正十六年（一五八八）の聚楽第行幸を機とした多くの叙位任官をみれば分かる様に、叙位任官は豊臣姓下賜を通じて行われた例が多く、豊臣姓下賜は叙位任官と密着している（表の出典・グラフ）。

また、豊臣姓下賜の数の推移をみると、天正十六年（一五八八）が極めて多く、第一のピークである（表・グラフ）。この天正十六年を除くと、慶長三年（一五九八）の秀吉の死去にかけて、波はあるが大体増加傾向で、慶長元年（一五九六）に第二のピークに達する。また、慶長四年（一五九九）以降もある程度ある。そして、羽柴氏下賜同様、天正十六年（一五八八）頃、文禄四年（一五九五）頃を画期としているといえよう。以下考察したい（以下、表）。

第1段階、天正十三年（一五八五）～十六年頃

さて、豊臣姓を下賜された最も早い例をみると、一族以外では、天正十四年（一五八六）の宮部長熙・溝口秀勝・高力清長、

天正十五年（一五八七）の水野忠重・徳川秀忠である。これらは、豊臣直臣・織田旧臣の掌握および徳川陣営に浸透を凶ったものであるといえよう。さて、譜代家臣高力清長に豊臣姓が下賜されたのは、徳川家康が秀吉に臣従以前のことであるので注目される。これらが、秀吉と非常に親しい、宇喜多秀家・前田利家への豊臣姓下賜と同時にそれ以前のことである点を指摘しておく。参考までに、宮部長熙（宮部継潤の子）の口宣案を掲げる。

上卿中山大納言

天正十四年十二月廿五日 宣旨

豊臣長熙

宜叙従五位下

蔵人右中弁藤原宣光奉

上卿中山大納言

天正十四年十二月廿五日 宣旨

従五位下豊臣長熙

宜任兵部少輔

蔵人右中弁藤原宣光奉

〔宮部文書〕⁽²⁴⁾

確認できる限り、非一族では最も時期の早い、この宮部氏への豊臣姓下賜が、同年十月の徳川家康上洛以降、十二月一日の九州出兵時期決定、十二月十九日の太政大臣就任に続き、同じ時期になされているので、この点では、政治史との関係の深さ

を指摘できる。徳川家康の上洛・臣従により、中央政権としての基盤が安定した。そこで、全国政権へ向けての具体策として、(1)九州出兵決定・(2)太政大臣就任・(3)叙位任官を通じての豊臣姓下賜による小身者の「豊臣化」(叙位任官をおこない、それを機に豊臣姓下賜をもおこなう)がなされたのであろう。このうち、(2)・(3)は国制に依拠する、「豊臣」体制の確立を図ったものとみてよい。

さて、天正十六年(一五八八)の豊臣姓下賜のピークについては、表の出典・グラフから、聚楽第行幸の時期に、天皇権威の下で、国制に依拠し、多くの諸大名を族制的紐帯で縛りつけるという政治的意図があったと指摘できよう。前述の聚楽第行幸時の多くの叙位任官の他、次節で示す波多氏・毛利・吉川・小早川氏などの下賜手続の面からも、豊臣姓下賜は叙位任官と密着している。なお、織田旧臣の場合、それまでは、羽柴氏を下賜された後に豊臣姓を下賜されている者が多いが、天正十六年(一五八八)の大量の豊臣姓下賜の結果、豊臣姓を下賜された後に羽柴氏を下賜される者が多くなった。

第2段階、天正十七年(一五八九)～慶長元年(一五九六)頃

さらに、天正十七年(一五八九)以降をみると、外様を中心に徐々に増えていく傾向がみられる。天正十七年(一五八九)年以降は、小身者もしくは大名でも比較的石高の小さいものが多い(徳川家臣・上杉家臣・毛利家臣など)。

そして、第2のピークとなる、慶長元年(一五九六)前後の豊臣姓被下賜者をも小身者が多い。また、毛利家臣が多い。ゆえに、天正十七年(一五八九)以降の豊臣姓下賜は、朝鮮出兵の功賞などとして、小身者中心に叙位任官の叙任をおこない、それを機に豊臣姓下賜をもおこない、そのような一連の「豊臣化」によって、「豊臣」体制の確立を図ったものであろう。

第3段階、慶長二年(一五九七)以降

この段階では、武家掌握策として、豊臣姓下賜が羽柴氏下賜に取って代わっている。

また、慶長四年(一五九九)以降の秀頼期については、主に、叙位任官およびそれを機とした豊臣姓下賜により、豊臣家直臣(譜代)の歛心を得るとともに、直臣の枠内での「豊臣」体制の維持を図ったものといえよう。

第三節 被下賜者の範圍

豊臣姓下賜は、①地域的・②時期的・③階層的に非常に広範囲に行われている(表)。

①地域的：豊臣姓下賜は、南の島津氏から北の伊達氏までほぼ全国にわたって、大名を中心に、数多く行われている。

②時期的：豊臣姓は一五八五年(天正十三)九月に創出され、一五八六年(天正十四)以降に多数の豊臣姓の下賜が行われた。

③階層的：豊臣姓下賜は、毛利輝元のような百万石以上の大名から、吉田忠文のような医師にまで及んだ。

第三章 羽柴氏下賜と豊臣姓下賜の実態の数量的分析

第一節 羽柴氏下賜と豊臣姓下賜の関連

ここでは、羽柴氏下賜と豊臣姓下賜の関連を、その実態を総合的・数量的に分析することによって探りたい(以下、表・グラフ)。

一族は、羽柴氏・豊臣姓両方の被下賜者が殆どである。

直臣は、羽柴氏・豊臣姓両方の被下賜者約三%、羽柴氏のみ約六%、豊臣姓のみ約九一%で、豊臣姓のみの被下賜者が非常に多い。織田旧臣は、羽柴氏・豊臣姓両方の被下賜者約三八%、羽柴氏のみ約二二%、豊臣姓のみ約四〇%で、羽柴氏・豊臣姓両方の被下賜者が多い。

外様は、羽柴氏・豊臣姓の両方の被下賜者が約一四%、羽柴氏のみ約一三%、豊臣姓のみ約七三%、豊臣姓のみの被下賜者が圧倒的に多い。

苗字と本姓の関係については、『苗字⇨羽柴』⇨『本姓⇨豊臣』とは必ずしも言えない。また、『本姓⇨豊臣』⇨『苗字⇨羽柴』も必ずしも言えない。また、下賜時期については、一五八八年(天正十六)前後を境に、一族・織田旧臣について、

「羽柴氏下賜の後に豊臣姓下賜」から「豊臣姓下賜の後に羽柴氏下賜」に変化したことが指摘できる。外様は、毛利秀包を除き、「羽柴氏下賜・豊臣姓下賜は同時」か「豊臣姓下賜の後で羽柴氏下賜」である。

第二節 羽柴氏下賜と豊臣姓下賜の特質

次に、どういう者が羽柴氏・豊臣姓の両方を下賜されたか（あるいは、羽柴氏のみ下賜されたか、豊臣姓のみ下賜されたか）をみていくことにより、羽柴氏下賜・豊臣姓下賜の特質をあきらかにしたい（表・グラフ）。

一族は、(1) 姓氏を下賜された秀吉の血筋親戚は必ず豊臣姓下賜、(2) 姓氏を下賜された秀吉の養子（猶子）は必ず羽柴氏下賜と指摘できる。

直臣で、羽柴氏・豊臣姓の両方を下賜された者は、福島正則・青木一矩である。その共通点は、(1) 秀吉と同じ尾張出身で、秀吉の信任厚く、(2) 京・大坂に近い重要地に二十万石以上与えられ配置されている（福島正則は東国に備えて尾張清須二十四万石、青木一矩は北国に備えて越前北庄二十万石）。

羽柴氏のみ下賜された者は、戸田勝成である。戸田勝成は右の共通点に該当しない。

また、主な直臣はおおよそ豊臣姓を下賜されていること、大身の直臣はその子供・兄弟にも豊臣姓が下賜されていると指摘できる。

織田一族で、羽柴氏と豊臣姓の両方を得た者はいない。織田一族で、秀吉からどちらか一方を下賜された者は、

(1) 織田信長の二世・三世…羽柴氏のみ下賜

(2) 織田信長の兄弟…豊臣姓のみ下賜

と明快に分かれることがわかる。

一方、織田一族以外の織田旧臣は、

- (1) 主要な織田旧臣の嫡流：羽柴氏下賜・豊臣姓下賜
- (2) 小牧・長久手の戦いで降服した主要な織田旧臣、あるいは主要な織田旧臣の二世あるいは非嫡流：羽柴氏のみ下賜
- (3) 豊臣直臣に転じた比較的小身な織田旧臣（含織田陪臣）：豊臣姓のみ下賜と分かれることが指摘できる。

外様で、羽柴氏・豊臣姓の両方を下賜された者は、西国に偏っている。

また、徳川・毛利・上杉の他、佐竹・小早川・前田についても、その家臣に豊臣姓下賜の事例を指摘できる（羽柴氏下賜はない）。

また、島津義弘・龍造寺政家は羽柴氏・豊臣姓の両方を下賜されており、各々、島津義久、龍造寺政家より優遇されていると指摘できよう。

註

(1) 以下、本姓（豊臣姓）と苗字（羽柴・松平氏）を併せて姓氏と略称する。源姓下賜・徳川氏下賜・木下氏下賜は扱わない。

また、豊臣政権期には、豊臣秀吉が羽柴氏など豊臣姓以外の姓氏を称した時期も含む。

日本中世末期、戦国時代においても、北条氏綱がその婿に北条氏を授与し、北条綱成と名乗らせている。しかし、その国のその時代の中央権力を握った実力者が、血縁関係・婚姻関係のない家臣にまで、全国的規模で行うようになったのは近世日本だけである。

(2) 二木謙一『中世武家儀礼の研究』吉川弘文館、一九八五年。

一方、藤木氏は、惣無事令を成り立たせる統治権の支配権の側面として侍従任官、惣無事令を成り立たせる主従制的支配権の側面として羽柴氏下賜「編制原理」を指摘しておられる（藤木久志『豊臣平和令と戦国社会』東京大学出版会、一九八五年、三八頁）。

これについては、本稿の羽柴氏下賜の表・グラフから、羽柴氏下賜全体として政治史全体の動きと関係した、主従制的性格の濃い点を指摘でき、藤木氏の指摘が裏づけられる。

一方、豊臣姓下賜については、羽柴氏下賜ほどには政治史の動きと関係せず、その手続からも、叙位任官と密着した統治権的性格の濃

い点を指摘できる。

さらに、武家官位制の視点からであるが、豊臣姓の下賜に関連して、池享「武家官位制の創出」(永原慶二編『大名領国を歩く』一九九三年)、下村效「天正文祿 慶長年間の公家成・諸大夫成一覧」(『栃木史学』第7号、一九九三年)、同「豊臣氏官位制度の成立と発展—公家成・諸大夫成・豊臣授姓—」(『日本史研究』第三七七号、一九九四年一月)がある。学ぶべき点が多いが、山内忠義が「本姓は藤原氏、以後これは幕末まで変らない」(一七頁)とあるのは誤りである(『大日本史料』同年三月一日条)。また、筆者は各大名家の口宣案の本姓の変化等から、徳川氏が豊臣姓下賜に対抗し、浅野・蜂須賀・山内氏等へ源姓下賜を行ったと考えている。

本稿では、豊臣姓下賜について、新たに宮部長熙・松井康重・水野忠重・堀秀治・東義久・佐野信吉・毛利秀就の口宣案、大宝寺義勝の事例などを加えた。また、羽柴氏下賜についても、部分的な検討・指摘に留まっている他と異なり、あくまで姓氏下賜の専論として、羽柴氏下賜全体の実態を明らかにし、羽柴氏下賜と政治史全体との関連、さらには、羽柴氏下賜と豊臣姓下賜との関連についても検討した。本稿のグラフは、情報処理による歴史の流れの視覚的把握という意味もある。例えば、八重樫純樹「歴史系支援情報処理研究の課題」(『国立歴史民俗博物館研究報告』三〇、一九九一年、六〇—一四頁)を参照。

なお豊臣政権全般に関する研究として、①藤木久志『豊臣平和令と戦国社会』(東京大学出版会、一九八五年)、②阿部勝則「豊臣政権の権力構造」(『武田氏研究』一〇号、一九九三年)、③藤田達生「豊臣政権と国分」(『歴史学研究』六四八号、一九九三年八月)、④中野等「文祿・慶長期の豊臣政権—国制の転換とその破綻—」(『歴史評論』五三四号、一九九四年十月)、⑤朝尾直弘「將軍権力の創出」(岩波書店、一九九四年)などがある。

(3) 谷口克広『織田信長家臣辞典』(吉川弘文館、一九九四年)の「羽柴秀吉」。

(4) 岩沢愿彦『前田利家』、吉川弘文館、一九六六年、一四九頁。

(5) 三鬼清一郎『豊臣秀吉文書目録』名古屋大学文学部、一九八九年。

(6) 島津氏は『薩藩旧記雑録』後編・追録、鍋島氏は「柳營日記」(国立公文書館「内閣文庫」所蔵)。

(7) 『大分県史料三三 大友家文書録』三、二八六—二九五頁による(下村氏前掲論文、三—四頁を参照)。

(8) 中村孝也『徳川家康文書の研究』中巻、八五九—八六一頁。

(9) 『薩藩旧記雑録』後編三所収、一五九七年(慶長二)七月二十六日付島津義弘宛福島正則書状。正則は、関ヶ原の戦い後も羽柴氏の使用を続けた(『薩藩旧記雑録』後編四、三三九—三六四頁)。

(10) 『伊達家文書』九八九号。

(11) 『毛利家文書』三卷。

(12) 前田利家・利長父子に、各々、個人単位で、羽柴氏を授与する旨の秀吉書状が残っている(『寸金雜録』二(『富山県史』史料編三、六一―六二頁))。但し、偽文書との説がある(岩沢前掲書、一二四頁)。

本稿では、この文書を「真偽が定かでない文書」とする三鬼清一郎『豊臣秀吉文書目録』の見解に従うことにする。
また、羽柴氏下賜を、明確に家単位とする史料は、管見の限り見当たらない。

(13) 岡田正人『秀吉家臣団事典』、学習研究社、一九九二年。

(14) 山室恭子『中世のなかに生まれた近世』(吉川弘文館、一九九〇年、三〇四頁)中の文書学的考察、下村前掲論文(九頁)中の公家成・諸大夫成の考察と一致する。歴史学の各研究手法によって得られる、政権の時期区分等に関する結論はおおよそ一致することが指摘できる。以下同様。

なお『日本史研究』四〇〇号(一九九五年)に特集「時代区分・時期区分論」がある。

(15) 上島有「殿下と將軍」(『日本史研究』三四三号、一九九二年)における史料学的考察と一致する。

(16) 「有馬家譜」「松浦家世伝」(東京大学史料編纂所謄写本)。

(17) 『佐賀県史料集成古文書編』十九、一九七八年、一五五号。

(18) 『福原家文書』上、宇部市立図書館、一九八三年、五六四頁。

(19) 大村由己「聚楽第行幸記」(『群書類従』三、一九八七年、六一二頁)。岩沢前掲書、八頁を参照。

(20) 『岡山県史』第六卷、近世1、一九八四年、三六頁。

(21) 藤木久志『日本の歴史15 織田・豊臣政権』小学館、一九七五年、一八八―一八九頁。

(22) (天正十三年九月九日付) 関白秀吉改豊臣宣旨(『押小路家文書』、国立公文書館「内閣文庫」蔵。史料番号、古11-284-78)。
『国史大辞典』の朝尾直弘氏記述「豊臣氏」の項を参照。

(23) 注(2)、藤木前掲書。

(24) 東京大学史料編纂所影写本。『岩手県中世文書』下、一五―一六頁、所収。

(25) 『日本史研究』三八八号(一九九四年)に特集「数量・統計を考える」がある。

(九四・九・一六、九五・九・二三改稿。九六・二・二三、補訂)

△付記▽

平成四年（一九九二）六月に着手して以来、多くの方々から御意見を戴いたことを深く感謝したい。本稿に関して、「天正十六年毛利輝元上洛の意義―座配図による権力構造変化の分析―」（駒沢大学大学院史学論集「二六号」）を参照していただければ幸いである。

羽柴氏一覽表

No.	羽柴氏下賜時期	人名	出典	備考
1	一五七五・一一・一一	豊臣秀長	(1)「高時村文書」(2)「加藤文書」	注1
2	一五八〇・三・	羽柴秀勝	『近江長濱町志』一、本編上一〇六頁	養子、織田信長の子
3	一五八四・四・	豊臣秀次	(1)「浅野」一一(2)「上坂文書」(3)①	養子、三好吉房の子
4	一五八四・一二・二二	結城秀康	『福井市史』資料編四近世二、一二頁	『朝野』同日条
5	一五八五・九・一八	羽柴秀勝	(1)「安岡寺文書」(2)「清水家文書」	養子、豊臣秀次の弟
6	一五八七・	宇喜多秀家	(1)『当代記』五三頁(2)②	
7	一五九一・五・一四	木下勝俊	『中川家文書』三〇	養子、羽柴秀俊
8	一五九五・七・二〇	小早川秀秋	(1)「ねね」(2)『毛利』一一一八	
9	一五九八・三・六	福島正則	(1)『家康』中、八五九頁	(2)『浅野』二五七
10	一五九九・二・五	青木一矩	(1)『家康』中、三八七頁	(2)「富岡文書」二
11	一五九九・二・一	戸田勝成	『毛利』一一三七、三八九〜三九〇頁	注2
12	一五八二・一〇・二〇	堀秀政	(1)「神照寺文書」(2)③(3)「松下」(4)②	(5)『浅野』一一
13	一五八四・	蒲生氏郷	(1)「蒲生氏郷記」(2)「松下」(3)②	(4)『伊達』五三七
14	一五八五・二・一	瀧川雄利	(1)「大」天正一三年二月一日条	(2)『当代記』六四頁
15	一五八五・五・九	丹羽長重	(1)④(2)②(3)「松下」(4)「ねね」	(5)『伊達』九二一

38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	
(一六〇?) 一六〇? 一五九九 一五九五 一五九五 一五九五 一五九五	一五九九 一五九五 一五九五 一五九五 一五九五	一五九九 一五九五 一五九五 一五九五 一五九五	一五九九 一五九五 一五九五 一五九五 一五九五	一五九九 一五九五 一五九五 一五九五 一五九五	一五九九 一五九五 一五九五 一五九五 一五九五	一五九九 一五九五 一五九五 一五九五 一五九五	一五九九 一五九五 一五九五 一五九五 一五九五	一五九九 一五九五 一五九五 一五九五 一五九五	一五九九 一五九五 一五九五 一五九五 一五九五	一五九九 一五九五 一五九五 一五九五 一五九五	一五九九 一五九五 一五九五 一五九五 一五九五	一五九九 一五九五 一五九五 一五九五 一五九五	一五九九 一五九五 一五九五 一五九五 一五九五	一五九九 一五九五 一五九五 一五九五 一五九五	一五九九 一五九五 一五九五 一五九五 一五九五	一五九九 一五九五 一五九五 一五九五 一五九五	一五九九 一五九五 一五九五 一五九五 一五九五	一五九九 一五九五 一五九五 一五九五 一五九五	一五九九 一五九五 一五九五 一五九五 一五九五	一五九九 一五九五 一五九五 一五九五 一五九五	一五九九 一五九五 一五九五 一五九五 一五九五	一五九九 一五九五 一五九五 一五九五 一五九五	一五九九 一五九五 一五九五 一五九五 一五九五
五・七	五・四	二・一〇	七・二〇	七・二〇	七・二〇	七・二〇	二・九	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六	一・一六	四・九	一・二六	九・二一	九・二一	九・二一	七・二一	七・二一
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	●	●	●	●
瀧川正利	池田利隆	織田信高	前田利政	京極高知	京極高次	織田秀雄	蒲生秀行	堀田秀信	堀田親良	森忠政	毛利秀頼	蜂屋頼隆	長谷川秀一	筒井定次	池田輝政	佐々成政	細川忠隆	稲葉貞通	前田利長	前田利家	細川忠興		
『大』二二一九、二六二七頁	『岡山集』三五二、三五三頁	『毛利』一三三七、三九〇、三九一頁	(1) 『ねね』 (2) 『寛譜』	(1) 『ねね』 (2) 『伊達』六九九・七七九	(1) 『ねね』 (2) 『寛譜』	(1) 『ねね』 (2) 『寛譜』	(1) 『島津』九五七 (2) 『浅野』二五七	(1) 『会津旧事雜考』八	(2) 『氏郷記』中、七二三、七二七頁	(1) 『浅野』二五七・二四三	(1) 『毛利』九二六	(1) 『当代記』五三頁 (2) 『松下』	(1) 『当代記』五三頁 (2) 『島津』九五五	(1) 『当代記』五三頁 (2) 『松下』	(1) 『当代記』五三頁 (2) 『松下』	(1) 『当代記』五三頁 (2) 『松下』	(1) 『当代記』五三頁 (2) 『松下』	(1) 『当代記』五三頁 (2) 『松下』	(1) 『当代記』五三頁 (2) 『松下』	(1) 『当代記』五三頁 (2) 『松下』	(1) 『当代記』五三頁 (2) 『松下』	(1) 『当代記』五三頁 (2) 『松下』	(1) 『当代記』五三頁 (2) 『松下』
注5	注4	注4	(3) 『岡山集』三五八頁	(3) 『岡山集』三五八頁	(3) 『岡山集』三五八頁	(3) 『岡山集』三五八頁	(3) 『岡山集』三五八頁	(3) 『岡山集』三五八頁	(3) 『岡山集』三五八頁	(3) 『岡山集』三五八頁	(3) 『岡山集』三五八頁	(3) 『岡山集』三五八頁	(3) 『岡山集』三五八頁	(3) 『岡山集』三五八頁	(3) 『岡山集』三五八頁	(3) 『岡山集』三五八頁	(3) 『岡山集』三五八頁	(3) 『岡山集』三五八頁	(3) 『岡山集』三五八頁	(3) 『岡山集』三五八頁	(3) 『岡山集』三五八頁	(3) 『岡山集』三五八頁	(3) 『岡山集』三五八頁

62	61	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39		
(一六三五・一・一)△	一五九九・一一・一六△	一五九九・一一・一六△	一五九九・一・九△	一五九七・七・二〇△	一五九五・七・二〇△	一五九三・五・二〇△	一五九三・三・一〇△	一五九二・三・一三△	一五九二・一・一八△	一五九一・二・二五△	一五九一・一・二九●	一五九〇・三・二九△	一五八九・一・一八△	一五八八・七・一八●	一五八八・七・一八○	一五八八・七・一八○	一五八八・七・二四●	一五八八・七・二四●	一五八八・七・二四●	一五八八・七・二四○	一五八八・六・一五●	一五八八・四・一四○	一五八八・四・一四○	一五八八・四・一四○	
羽柴市十郎	羽柴忠清	羽柴秀直	島津家久	龍造寺高房	毛利秀元	徳川秀忠	徳川家康	里見義康	最上義光	宗義智	伊達政宗	佐竹義宣	島津義久	長宗我部元親	龍造寺政家	毛利秀包	島津義弘	毛利輝元	小早川隆景	吉川広家	立花宗茂	上杉景勝	大友義統		
『大分県史料』三七、二四・四四頁	山口県文書館所蔵文書	『島津』一〇八四	(1)『島津』一〇七〇・七二五・七三九	(1)「島津家文書(写真帳)」一九	(1)『ねね』(2)『朝野』九、一五三頁	(1)東京国立博物館所蔵文書一七四二号	(1)『浅野』二六三 (2)『ねね』	(1)『山形』史料篇一五上、四四六頁	(1)『山形』史料篇一五上、一三六頁	(2)『伊達』五八八・五九三	(1)『仙台市史』一〇、四一〇頁	(1)『山形』史料篇一五上、一三六頁	(1)『島津』三五四	(1)『静岡県史料』五、二五一頁	(1)『佐賀県史料集成』三、一三八頁	(1)『萩藩閥閥録』第一卷、四二頁	(1)⑥ (2)『島津』八〇〇	(1)『毛利』八六六 (2)『小早川』五七	(1)『毛利』八八五 (2)『小早川』	『小早川』三二二	(1)『福岡』柳川藩初期上、一六六頁	(1)『寛譜』(2)『上杉』八三八	(1)『大分県史料』三三三、二九二頁	(1)『大分県史料』三三三、二九二頁	
備後守、福島一族?	注6	(2)『寛譜』	(2)『ねね』	(2)『山形』史料篇一五上	(2)『四日市』七三二頁	(2)『山形』史料篇一五上	(3)『駿府記』二三九頁	(2)『浅野』二六三	(2)『義宣家譜』	『一宮市史』三九四頁	(2)『朝野』九、二七頁	(2)『毛利』八八五	(2)『寛譜』(鍋島)	(2)『毛利』八八五	(3)『家康下1』五八〇頁	(2)『毛利』八八五	(2)『毛利』八八五	(2)『毛利』八八五	(2)『毛利』八八五	(2)『毛利』八八五	(2)『毛利』八八五	(2)『毛利』八八五	(2)『毛利』八八五	(2)『毛利』八八五	(2)『毛利』八八五

(凡例) 数字は巻数・文書番号・頁数。文書名省略。勿論、秀吉・秀頼は除く。一〇八は一族、九〇一は直臣、一二〇三八は織田旧臣、三九〇五九は外様、六〇〇六二は不明。並べ方は、年月日順(西暦)。年月日が同じときはアイウエオ順とした。豊臣姓をも下賜された者は、人名を網かけにした。各々、下賜時期の状況に応じて、おおまかにグループ分けしたものである。

下賜時期等、疑問のある事例(三八番瀧川正利・六二番羽柴市十郎)も、参考のため掲げ、()を付した。

木下吉隆(「特別史跡名護屋城跡並びに陣跡」³⁾)などは信憑性が低いので、収録しなかった。池田長吉は秀吉の養子になり、羽柴氏を下賜されたとされる(「岡山池田家譜」)が、本表には収録しなかった。

「浅野」「毛利」「小早川」「島津」「伊達」などは「大日本古文書家わけ文書」、「家康下」は中村孝也「徳川家康文書の研究」下巻之一、「大」は「大日本史料」、「朝野」は「朝野舊聞哀業」、「寛永」は「寛永諸家系図伝」、「寛譜」は「新訂寛政重修諸家譜」、「諸家譜」は「徳川諸家譜」の略。

「岡山集」は藤井駿・水野恭一郎「岡山県古文書集」第四輯、「岡山」は「岡山県史」、「福岡」柳川藩初期上は「福岡県史」近世史料編柳川藩初期(上)、「山形」は「山形県史」、「四日市」は「四日市市史」第八巻(史料編近世一)、「家康」中は「徳川家康文書の研究」中巻、「ねね」は「ねねと木下家文書」(山陽新聞社刊、一九八二年)の略。

「駿府記」「当代記」は「史籍雑纂」第二に所収。「蒲生氏郷記」は「群書類従」第二十一輯、「氏郷記」中は「改定史籍集覧」第十四冊に所収。「松下」は「松下文書」(東京大学史料編纂所所蔵影写本)。

出典は時期を追って(1)(2) …と記したが紙面の都合で異なる場合もある。また備考欄にはみだした場合もある。

出典のうち「大日本史料」「朝野舊聞哀業」「寛永諸家系図伝」「新訂寛政重修諸家譜」は割愛箇所あり。

(出典番号)

①「八幡宮所蔵文書」(「越中古文書(越中資料集成九)」、六頁)。

②「岐阜県史」史料編近世二、文書番号七二附。

③「多聞院日記」天正十一年十二月晦日条(「増補続史料大成」第四十巻)。

④字野日出生「秀吉馬廻役、河原長右衛門定勝について」所収新出文書(「戦国史研究」二五、三四頁)。

「大日本史料」十一之十七、一〇七頁。

⑤「岐阜県史」史料編近世二、一五五附、五四一頁。

⑥「鹿兒島県史料 薩藩旧記雑録後編」二、四〇三頁。

⑦ 『鹿兒島県史料 薩藩旧記雑録後編』三、三四七頁。

⑧ 『朝野舊聞哀藁』第八卷、八八二頁。羽柴藤三郎宛徳川家康書状（東大史料編纂所蔵「会津松平文書」）。

注1) 他に「小島文書」、「兵庫県史」史料編近世一、五頁。『近江長浜町志』第一巻、八六頁を参照。

注2) 内容から、「羽柴武蔵守」＝戸田勝成と比定。

注3) 前田利家・利長父子への羽柴氏下賜文書が残っている（羽柴秀吉書状、「寸金雜録」二、「富山県史」史料編三、六一〜六二頁）が、この文書の真偽は定かではない（岩沢愿彦『前田利家』、一二四頁。『富山県史』通史編三、五六頁。三鬼清一郎『豊臣秀吉文書目録』）。

注4) 内容から、「羽柴左衛門佐」＝織田信高と比定（内閣文庫蔵「記録御用所本古文書」、「織田系図」）。

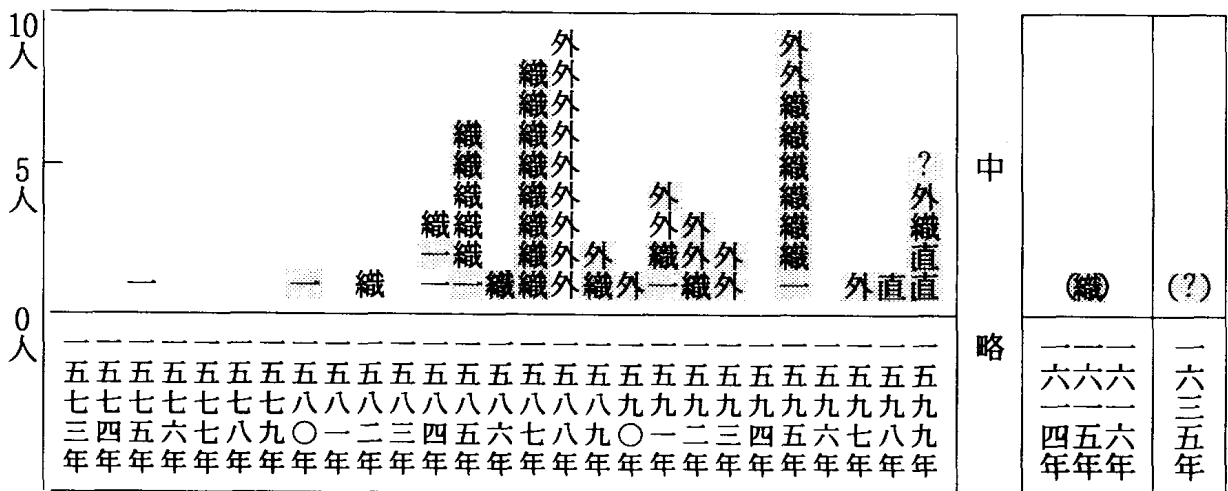
注5) 「羽柴勘右衛門」＝瀧川正利と比定。瀧川正利は瀧川雄利の子である（『新訂寛政重修諸家譜』）。

注6) 以下、3人共、他の人物と異なる人物と考えられる。
 ※（佐々成政）・池田輝政・筒井定次・長谷川秀一・蜂屋頼隆・毛利秀頼は、九州出兵陣立書によることに、注目されたい。九州出兵の陣立は前年末に決定されており、彼らへの羽柴氏下賜は前年に遡る可能性が大きい。

「羽柴氏下賜時期」の年月日特定の記載は、以下の通り。

- (1) 授受文書が存在し、授受文書により確定した年月日（この事例はナシ）：◎
- (2) 授受文書が存在しないが、古文書・日記に記事があり確定した年月日：○
- (3) 授受文書が存在せず、家譜・編纂史料により特定した年月日（記事内容により推定した年月日には「？」を付した。）：●
- (4) 授受文書が存在せず、古文書・日記における「羽柴」氏初見の年月日：△

羽柴氏被下賜者数年別グラフ



一＝一族、直＝直臣、織＝織田旧臣、外＝外様、？＝不明（分類不能）、年が不明の分（池田利隆）は○示せず。要検討の事例（瀧川正利・羽柴市十郎）には（ ）を付した。
 初見の事例(4)は網かけにした（グラフ上方から詰めた）。

豊臣姓一覽表

No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	
豊臣姓下賜時期	一五八六・一・二五	一五八六・一・二五	一五八七・八・八	一五八八・四・一五	一五八八・四・一五	一五八八・四・一五	一五九一・一・一八	一五九一・一・一八	一五九二・一・一八	一五九二・一・一八	一五九三・九・三	一五九四・二・三	一五九四・二・三	一五九四・七・七	一五九四・八・七	一五九四・八・七	一五九四・八・七	一五九四・八・七	一五九四・八・七	一五九六・三・一〇	一五九六・三・一〇	一五九六・五・一一	一五八六・一・二五
宣	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
人名	豊臣秀長	豊臣秀次	宇喜多秀家	羽柴秀勝	木下勝俊	結城秀康	小早川秀秋	豊臣秀保	木下家定	宮部重熙	宮部重政	駒井重勝	浅野長政	福智政直	石田正澄	長束直吉	今枝直吉	戸田重直	津田重久	加藤貞泰	小出秀政	宮城定勝	
出典	(1) 『公卿』 (2) 『聚楽第行幸記』	(1) 『公卿』 (2) 『ねねと木下家文書』	(1) 『公卿』 (2) 『久我家文書』 九三八	『聚楽第行幸記』	『聚楽第行幸記』	(1) 『公卿』 (2) 『久我家文書』 九三一	(1) 『公卿』 (2) 『公卿』	『寛譜』		『岩手県中世文書』下、一五頁	『柳原家記録』	『柳原家記録』	『柳原家記録』	『久我家文書』 九二八号文書	『柳原家記録』	『柳原家記録』	『柳原家記録』	『久我家文書』 九三四号文書	『柳原家記録』	『柳原家記録』	『柳原家記録』	『久我家文書』 九四五号文書	
備考		(3) 『聚楽第行幸記』	(2) 『聚楽第行幸記』	養子、秀次の弟			養子、豊臣秀俊 秀長の養子		宮部継潤の子			浅野長吉			石田三成の兄	長束正家の弟	秀次家臣のち前田家臣	戸田重吉	秀次家臣のち前田家臣	加藤光長、光泰長男		宮城豊盛	

46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	
一五八八・	一五八七・	一五八六・	一六一四・	一六一四・	一六一四・	一六一四・	一六一二・	一六〇六・	一六〇五・	一六〇五・	一六〇五・	一六〇四・	一六〇三・	一六〇三・	一六〇三・	一五九八・	一五九七・	一五九七・	一五九七・	一五九六・	一五九七・	一五九七・	一五九六・	一五九六・
一・	二・	一・	七・	七・	七・	七・	六・	三・	九・	九・	九・	六・	三・	三・	三・	三・	三・	九・	七・	一・	一・	一・	一・	
五	七	宣	?	?	三	三	三	五	三	一	一	二	五	五	七	五	八	二	一	一	一	一	一	
△	宣	●	宣	宣	宣	宣	宣	宣	宣	宣	宣	宣	宣	宣	宣	宣	宣	宣	●	宣	宣	宣	宣	
稲葉貞通	森忠政	溝口秀勝	前田秀則	片桐且元	土橋景明	大野頼直	速水則守	片桐孝利	寺沢忠晴	加藤清正	佐々重孝	津田政勝	片桐且清	堀尾吉晴	蜂須賀至鎮	加藤清正	浅野幸長	福島正則	平野長泰	(吉田)忠文	青木一矩	福原長成	田丸直昌	
『寛譜』 『岡山』二五、一九、二二頁 『岐阜』古代中世四、一一八頁	『寛譜』 『岡山』二五、一九、二二頁 『岐阜』古代中世四、一一八頁	『寛譜』 『岡山』二五、一九、二二頁 『岐阜』古代中世四、一一八頁	『寛譜』 『大』一一一、四、四六八頁	『寛譜』 『大』一一一、四、四六八頁	『寛譜』 『大』一一一、四、四六八頁	『寛譜』 『大』一一一、四、四六八頁	『寛譜』 『大』一一一、四、四六八頁	『寛譜』 『大』一一一、四、四六八頁	『寛譜』 『大』一一一、四、四六八頁	『寛譜』 『大』一一一、四、四六八頁	『寛譜』 『大』一一一、四、四六八頁	『寛譜』 『大』一一一、四、四六八頁	『寛譜』 『大』一一一、四、四六八頁	『寛譜』 『大』一一一、四、四六八頁	『寛譜』 『大』一一一、四、四六八頁	『寛譜』 『大』一一一、四、四六八頁	『寛譜』 『大』一一一、四、四六八頁	『寛譜』 『大』一一一、四、四六八頁	『寛譜』 『大』一一一、四、四六八頁	『寛譜』 『大』一一一、四、四六八頁	『寛譜』 『大』一一一、四、四六八頁	『寛譜』 『大』一一一、四、四六八頁	『寛譜』 『大』一一一、四、四六八頁	『寛譜』 『大』一一一、四、四六八頁
丹羽旧臣 『聚楽第行幸記』 『聚楽第行幸記』	丹羽旧臣 『聚楽第行幸記』 『聚楽第行幸記』	丹羽旧臣 『聚楽第行幸記』 『聚楽第行幸記』	玄以の子	玄以の子	玄以の子	玄以の子	元包、且元長男	元包、且元長男	元包、且元長男	元包、且元長男	元包、且元長男	元包、且元長男	元包、且元長男	元包、且元長男	元包、且元長男	元包、且元長男	元包、且元長男	元包、且元長男	元包、且元長男	元包、且元長男	元包、且元長男	元包、且元長男	元包、且元長男	元包、且元長男

72 71 70 69 68 67 66 65 64 63 62 61 60 59 58 57 56 55 54 53 52 51 50 49 48 47

一五九七	一五九六	一五九四	一五九四	一五九三	一五九三	一五九二	一五九一	一五九〇	一五九〇	一五八八	一五八八	一五八八	一五八八	一五八八	一五八八	一五八八	一五八八	一五八八	一五八八	一五八八	一五八八	一五八八	一五八八	一五八八
九	五	七	二	一	〇	九	一	一	一	〇	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
六	一	九	三	七	三	〇	四	四	六	五	八	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
●	宣	●	宣	宣	宣	宣	宣	●	宣	宣	宣	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△

佐久間	富田	上田	生駒	中山	前田	柴田	堀親	堀秀	朽木	富田	毛利	前田	前田	堀秀	細川	蜂屋	長谷川	丹羽	筒井	京極	蒲生	織田	織田	池田
政實	景政	重安	直勝	秀成	長俊	利政	親良	秀治	元綱	知信	秀頼	利長	利家	秀政	忠興	頼隆	秀一	長重	定次	高次	氏郷	信秀	長益	輝政

〔寛譜〕	〔久我家文書〕九四七号文書	〔寛譜〕	〔柳原家記録〕	〔柳原家記録〕	〔柳原家記録〕	〔柳原家記録〕	〔久我家文書〕九三〇号文書	〔寛譜〕	大阪城天守閣蔵「延岡堀文書」	〔柳原家記録〕	〔楓軒文書纂〕中巻、六九二頁	〔聚楽第行幸記〕	〔聚楽第行幸記〕	(1) 〔聚楽第行幸記〕	〔聚楽第行幸記〕	〔聚楽第行幸記〕	〔聚楽第行幸記〕	〔聚楽第行幸記〕	〔聚楽第行幸記〕	〔聚楽第行幸記〕	〔聚楽第行幸記〕	〔聚楽第行幸記〕	〔聚楽第行幸記〕	〔聚楽第行幸記〕
------	---------------	------	---------	---------	---------	---------	---------------	------	----------------	---------	----------------	----------	----------	--------------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------

照政	〔滋賀県史〕五	〔久我家文書〕九六九	(2) 〔柳原家記録〕	利勝	佐久間盛政の弟	柴田旧臣、丹羽旧臣	丹羽旧臣	前田家臣
----	---------	------------	-------------	----	---------	-----------	------	------

96	95	94	93	92	91	90	89	88	87	86	85	84	83	82	81	80	79	78	77	76	75	74	73
一五八八・	一五八八・	一五八八・	一五八八・	一五八八・	一五八八・	一五八八・	一五八八・	一五八八・	一五八八・	一五八八・	一五八八・	一五八八・	一五八七・	一五八七・	一五八六・			一六〇五・	一六〇三・	一六〇三・	一六〇〇・	一五九七・	一五九七・
七・二六	七・二六	七・二六	七・二六	七・二五	七・二五	七・二五	七・二五	七・二五	七・二五	六・一五	四・一五	四・一四	三・三〇	八・〇八	七・三〇			四・二一	三・二五	三・二五	四・一八	一・一〇	九・二九
宣	宣	宣	宣	宣	宣	宣	宣	宣	宣	●	△	○	○	宣	宣	●			宣	宣	宣	宣	宣
国司元蔵	口羽春長	堅田元貞	栗屋元貞	毛利輝元	小早川隆景	吉川広家	龍造寺政家	立花宗茂	上杉景勝	最上義康	大友義統	波多親	徳川秀忠	水野忠重	高力清長	稲葉典通	青山宗勝	池田利隆	山内一豊	生駒一政	有馬慶氏	分部光嘉	寺西是成
『閔閔録』『福原家文書』上、五六九頁	『閔閔録』『福原家文書』上、五六九頁	『閔閔録』『福原家文書』上、五六九頁	『閔閔録』『福原家文書』上、五六九頁	(1)『毛利』三三三 (2)『萩藩閔閔録』	(1)『毛利』九八六 (2)『萩藩閔閔録』	山口県文書館「毛利家文庫」所蔵文書	『佐賀県史料』三、二四七頁	『編年大友史料』二八、四〇頁	『寛譜』	(1)『大分県史料』三三、二九二頁	『聚楽第行幸記』	『佐賀県史料』一九、一四七頁	(1)「秀忠公任官位記宣旨宣命下書留」	(2)「お湯殿の上の日記」	(1)茨城県立歴史館「結城水野家文書」	『岐阜県史』古代中世四、一一八〇	『柳原家記録』	『大』一一一、一九五〜一九六頁	『柳原家記録』	『丹羽歴代年譜附録』			
毛利家臣	毛利家臣	堅田広澄、毛利家臣	毛利家臣	『福原家文書』上卷	『福原家文書』上卷	『福原家文書』上卷	『寛譜』	立花統虎、親成	『上杉家御年譜』	(2)『聚楽第行幸記』	波多信時	(2)「柳原家記録」	(3)『朝野』同月晦日条	(3)『纂要』		稲葉貞通の子	丹羽旧臣						丹羽旧臣、正勝の子 織田信包旧臣

一五九三・一〇二二	一五九二・八九二二	一五九二・八二二四	一五九二・一一二四	一五九一・一一二二	一五八九・一二二〇	一五八九・一〇二一	一五八九・七二一三	一五八九・七二一三	一五八九・七二一三	一五八九・七二一三	一五八九・七二一三	一五八九・七二一	一五八九・五二一九	一五八九・三二一五	一五八九・三二一七	一五八八・九二一〇	一五八八・八二一八	一五八八・八二一七	一五八八・七二二六	一五八八・七二二六	一五八八・七二二六	一五八八・七二二六	一五八八・七二二六	一五八八・七二二六
宣	宣	宣	宣	宣	宣	△	宣	宣	宣	宣	●	●	宣	●	○	宣	宣	宣	宣	宣	宣	宣	宣	宣

柳沢元政 佐野信吉 毛利秀元 松野重元 東野義久 須田満親 鍋島勝茂 平佐元貞 出羽元蔵 兎玉次吉 粟屋元吉 毛利秀包 大宝寺義勝 大友義述 内藤政長 鍋島直茂 萩田長繁 色部元真 赤川元房 直江兼続 渡辺元忠 三浦元清 穂田元俊 福原俊長 林就長 島津義弘

- (1)『島津』六四四 (2)『寛譜』、五六九頁
- 『閔閱録』『福原家文書』上
- 『閔閱録』『福原家文書』上
- 『閔閱録』『福原家文書』上
- 『閔閱録』『福原家文書』上
- 『閔閱録』『福原家文書』上
- 『上杉』八三四 (『新瀉3』八六七)
- 『福原家文書』上、五八四頁
- 『新瀉4』二〇五四号文書
- 『武州古文書』上、二八一頁
- 『お湯殿の上の日記』
- (1)『寛永』(2)『纂要』
- 『編年大友史料』二八、七六頁
- 『上杉年譜』
- (1)『萩藩閔閱録』(2)『寛譜』
- 『萩藩閔閱録』
- 『萩藩閔閱録』
- 『萩藩閔閱録』
- (1)『佐賀県史料』三、四一〇頁
- 『須田文書』(徳島県)
- 『茨城県史料』中世編四、一六一頁
- 『松野文書』
- 『柳原家記録』
- 『兵庫県史』史料編中世一、五九頁
- (2)『纂要』

『薩藩旧記雑録』後編
 毛利家臣
 毛利家臣
 毛利家臣
 毛利家臣
 松山元忠、毛利家臣
 毛利家臣
 上杉家臣
 毛利家臣
 上杉家臣
 上杉家臣
 上杉家臣
 鍋島信生
 徳川家臣
 『お湯殿の上の日記』
 上杉家臣
 小早川秀包
 毛利家臣
 毛利家臣
 毛利家臣
 毛利家臣
 (2) ①
 上杉家臣
 佐竹家臣
 小早川家臣
 当時、輝元嫡子
 毛利家臣

173	172	171	170	169	168	167	166	165	164	163	162	161	160	159	158	157	156	155	154	153	152	151	150	149	
一六〇五・	一六〇二・	一六〇〇・	一五九九・	一五九九・	一五九八・	一五九七・	一五九七・	一五九七・	一五九七・	一五九七・	一五九七・	一五九六・	一五九六・	一五九四・	一五九四・	一五九二・	一五九一・	一五九一・	一五九一・	一五九〇・	一五九〇・	一五九〇・	一五九〇・	?	?
四・二六	四・一八	四・一七	四・一九	四・一五	四・一五	〇・一九	九・二八	九・二八	九・二七	九・二七	九・二九	四・二九	三・二七	七・一七	七・一七	二・一八	一・二八	一・二八	一・二八	一・二九	一・二八	一・二八	一・二八	?	?
宣	宣	宣	宣	宣	宣	宣	宣	宣	宣	宣	宣	宣	宣	宣	宣	宣	宣	宣	宣	宣	宣	宣	宣	宣	宣
(?)	吉田	(?)	(?)	(?)	(?)	(?)	(?)	(?)	(?)	(?)	(?)	(?)	(?)	(?)	(?)	(?)	(?)	(?)	(?)	(?)	(?)	(?)	(?)	来	奥
元	保三	忠能	重成	元次	武吉	長則	盛吉	宗保	賢忠	長治	伊賀守政長	土佐守政長	宗信	滿一	直正	政春	成直	吉政	吉勝	宣武	忠長	之孝	通	島	村
〔柳原家記録〕	〔柳原家記録〕	〔柳原家記録〕	〔柳原家記録〕	(1) 〔久我家文書〕九八〇号文書	〔柳原家記録〕	〔久我家文書〕九六三号文書	〔柳原家記録〕	〔柳原家記録〕	〔柳原家記録〕	〔柳原家記録〕	〔柳原家記録〕	〔柳原家記録〕	〔久我家文書〕九四一号文書	〔久我家文書〕九三二号文書	〔柳原家記録〕	〔柳原家記録〕	〔柳原家記録〕	〔柳原家記録〕	〔柳原家記録〕	〔柳原家記録〕	〔柳原家記録〕	〔柳原家記録〕	〔柳原家記録〕	(1) 〔纂要〕	金沢市立玉川図書館所蔵「奥村家文書」
				(2) 〔柳原家記録〕																					前田家臣
																									瀬戸内来島村上氏

(凡例) 豊臣秀吉(内閣文庫蔵「押小路家文書」「公卿補任」「ねねと木下家文書」)・豊臣吉子(北政所、「高台寺文書」)・渡辺世祐「豊太閣の私生活」(一八六頁)・豊臣秀頼(「柳原家記録」)を除く。一〇九は一族、一〇〇〜四三は直臣、四四〜八〇は織田旧臣、八一〜一五〇は外様、一五一〜一七三は不明(分類不能)。各々、下賜時期の状況に応じて、おおまかにグループ分けしたものである。

羽柴氏も下賜された者はその人名を網かけにした。「公卿補任」「寛永諸家系図伝」「新訂寛政重修諸家譜」「系図纂要」「秀忠公任官位記宣旨宣命下書留」には疑問が残る点もあるが、参考のため収録した。小笠原秀政・榊原康政・佐竹義宣・里見義康・鳥居忠政・山口正弘は、豊臣姓についての信憑性が低いので収録せず。

「出典」欄について。数字は巻数・文書番号・頁数。個々の文書名は省略。出典は、時期を追って(1)(2)……と記したが紙面の都合でそうでない場合もある。やむなく備考欄にはみだした箇所もある。出典のうち「寛永諸家系図伝」「新訂寛政重修諸家譜」「系図纂要」を割愛した箇所もある。その他「羽柴氏一覧」の凡例を参照。

「纂要」は「系図纂要」、「大」は「大日本史料」の略。例、「大」二二一は「大日本史料」十二編之一。

「久我家文書」は「久我家文書」第三巻、「公卿」は「公卿補任」の略。「新潟3」は「新潟県史資料編3中世一文書編1」、「新潟4」は「新潟県史資料編4中世一文書編2」、「岡山」は「岡山県史」、「岐阜」は「岐阜県史」史料編古代・中世四、「佐賀県史」は「佐賀県史資料集成古文書編」、「編年大友史料」二八は「増補訂正編年大友史料」第二十八巻、「閩閩録」は「萩藩閩閩録」の略。

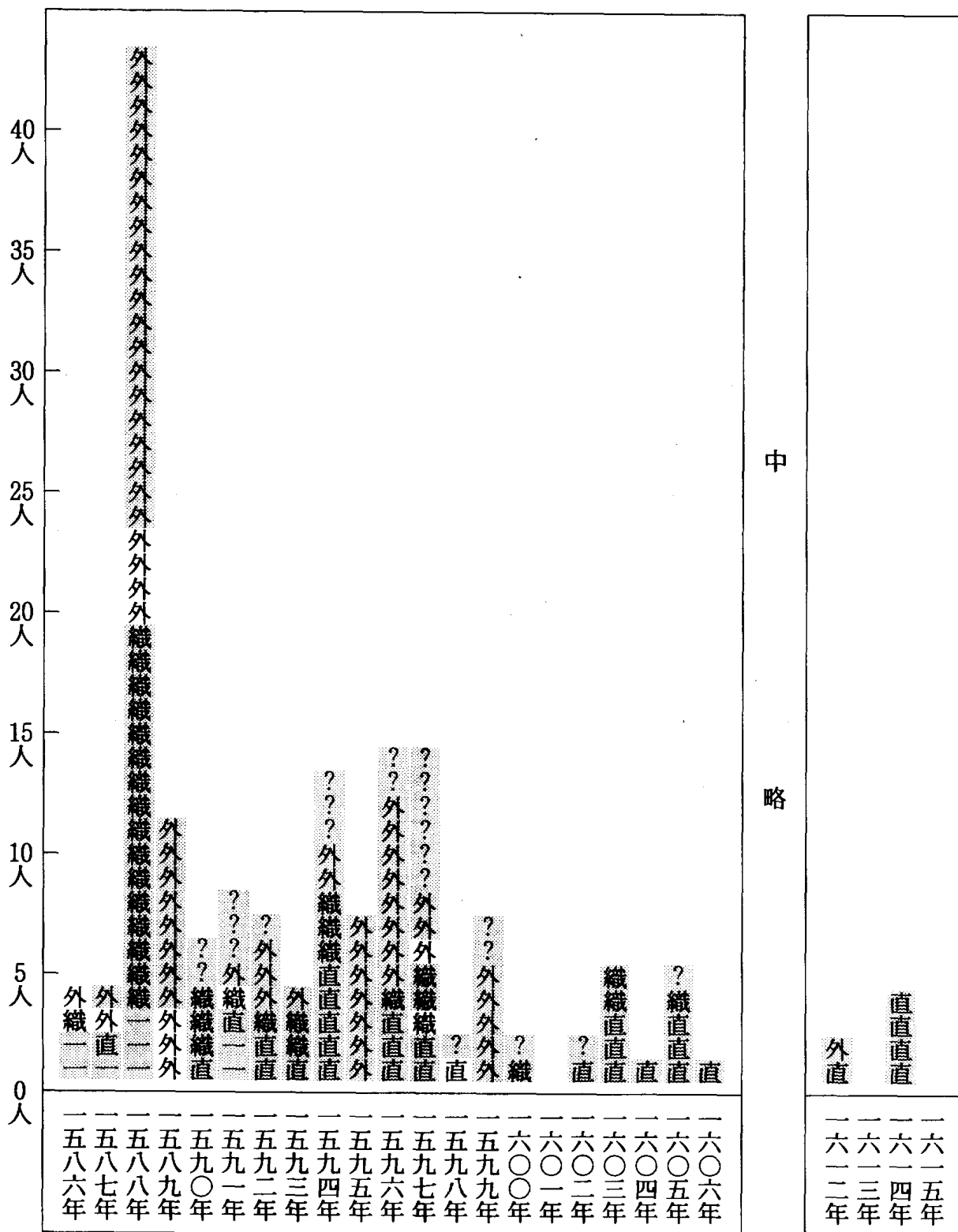
「柳原家記録」等は東京大学史料編纂所蔵(謄写本・影写本等)。

鍋島勝茂の史料①は「史料綜覧」文禄四年二月十四日条を示す。大友義統に関する「佐賀県史料」第三三巻に所収の史料は、「編年大友史料」第二八巻に所収の史料と同一である。

「豊臣姓下賜時期」の年月日特定の記載は、以下の通り(特定できぬ場合、「？」のみ記した)。

- (1) 授受文書が存在し、授受文書により確定した年月日……………◎
- (2) 授受文書が存在しないが、古文書・日記に記事があり確定した年月日……………○
- (3) 授受文書が存在せず、家譜・編纂史料により特定した年月日……………●
(記事内容により推定した年月日には「？」を付した。)
- (4) 授受文書が存在せず、「豊臣」が使われた最初の年月日(口宣案の場合)……………宣
- (5) 授受文書が存在せず、「豊臣」が使われた最初の年月日(古文書・日記の場合)……………△

豊臣姓被下賜者数年別グラフ



- (凡例1) 一=一族、直=直臣、織=織田旧臣、外=外様、?=不明(分類不能)。年不明分は図示せず。
- (凡例2) 前掲表で、(4)(5)に該当する事例(初見の事例)…網かけにした(グラフ上方から詰めた)。

「羽柴氏・豊臣姓」両方を下賜された「織田旧臣」の下賜時期グラフ

(年不明分は?を付した)

No.	人名	年	下賜時期																			
			五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	六	六	六	六	六
1	堀 秀 政	羽																				
2	蒲 生 氏 郷	羽																				
3	細 川 忠 興	羽																				
4	前 田 利 家	羽																				
5	前 田 利 長	羽																				
6	丹 羽 長 重	羽																				
7	稻 葉 貞 通	羽																				
8	池 田 輝 政	羽																				
9	筒 井 定 次	羽																				
10	長谷川 秀 一	羽																				
11	蜂 屋 頼 隆	羽																				
12	毛 利 秀 頼	羽																				
13	森 忠 政	羽																				
14	堀 親 良	羽																				
15	京 極 高 次	羽																				
16	堀 秀 治	羽																				
17	前 田 利 政	羽																				
18	池 田 利 隆	(羽柴氏、年不明)																				豊

1588年前後を境に、「羽柴氏下賜の後で豊臣姓下賜」から「豊臣姓下賜の後で羽柴氏下賜」へ。

※「羽柴氏」のみの「織田旧臣」、「豊臣姓」のみの「織田旧臣」については省略。

「羽柴氏・豊臣姓」両方を下賜された「外様」の下賜時期グラフ
(年不明分は？を付した)

No.	人 名	年															
		一五八二年	一五八三年	一五八四年	一五八五年	一五八六年	一五八七年	一五八八年	一五八九年	一五九〇年	一五九一年	一五九二年	一五九三年	一五九四年	一五九五年		
1	徳川秀忠							豊									羽
2	大友義統								羽豊								
3	上杉景勝								羽豊								
4	立花宗茂								羽豊								
5	島津義弘								羽豊								
6	毛利輝元								羽豊								
7	吉川広家								羽豊								
8	小早川隆景								羽豊								
9	龍造寺政秀								羽豊								
10	毛利秀包								羽 豊								
11	毛利秀元												豊				羽

「羽豊」は羽柴氏・豊臣姓の同年下賜を示す。
毛利秀包を除き、「羽柴氏下賜・豊臣姓下賜は同時」、又は「豊臣姓下賜の後で羽柴氏下賜」。

※「羽柴氏」のみの「外様」、「豊臣姓」のみの「外様」については省略。

※「不明」(分類不能)については省略。

表・各グループ別の羽柴氏下賜と豊臣姓下賜の割合 (パーセンテージは四捨五入)
のべ総計 197人

分類	姓	羽柴	羽柴・豊臣	豊臣	計
一族		1人 1.8%	7人 6.4%	2人 1.8%	10人
直臣		1人 3%	2人 6%	32人 9.1%	35人
織田旧臣		10人 2.1%	18人 3.8%	19人 4.0%	47人
外様		10人 1.3%	11人 1.4%	58人 7.3%	79人
不明		3人 1.2%	0人 0%	23人 8.8%	26人